

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成29年12月 8日

住所 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
氏名 大平興産株式会社
代表取締役 山上 毅

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成26年3月27日	許可番号	25-ハ-変-1
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)	産業廃棄物最終処分場(管理型) (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃プラスチック類、(エ) 紙くず、(オ) 木くず、(カ) 繊維くず、(キ) 動植物性残渣、(ク) ゴムくず、(ケ) 金属くず、(コ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(サ) 鉱さい、(シ) がれき類、(ス) ばいじん、(セ) 処分するために処理したもの(施行令第2条第13号廃棄物) (これらのうち自動車等破砕物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (これらのうちウ、コ、シについては石綿含有産業廃棄物を含む。) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)		
設置場所	千葉県富津市高溝字左り沢395番1の一部、396番1の一部		
処理能力	埋立面積 : 163,156m ² 埋立容量 : 2,937,275m ³		
許可の条件	許可証別紙 2. のとおり		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の使用に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成29年 3月17日
平成29年11月21日

軽微変更届(埋立容量の変更)
軽微変更届(埋立容量の変更、処理する産業廃棄物の種類)

許可証別紙

1. 設置場所

設 置 場 所	処分場面積
千葉県富津市高溝字左り沢395番1の一部 396番1の一部	事業場面積 584,924㎡ 埋立面積 163,156㎡ 埋立容量 2,937,275m³

埋立容量内訳

名 称		容量 (m³)
第1処分場		707,587
第2処分場		1,053,276
第3処分場	3-1	-
	3-2	329,198
	3-3	847,214
合 計		2,937,275

2. 許可の条件

- (1) 管理型最終処分施設であることを考慮し、地下水集水管の水質に注意を払うこと。
- (2) えん堤の沈下挙動を測定し、遮水シートの状態に注意を払うこと。
- (3) 産業廃棄物を最終処分施設に投入する場合は、衛生的かつ安全に留意して行うこと。
- (4) 最終処分場（付帯設備を含む。）について、故障、破損等事故が発生したときは、速やかに報告すること。
- (5) 産業廃棄物の処分に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (6) 塩化物イオン対策については、管理目標値を遵守するために、適正なデータの収集及び維持管理を行うとともに、より一層の低減を図るため、新たな処理方法等について引き続き検討すること。
- (7) 廃棄物の埋立は、一工程毎に土砂で廃棄物を覆うこととし、仕上がり高は、2.5メートルを超えないこととする。なお、この内において中間覆土は0.5メートル、最終覆土は1.0メートルの厚さを確保し、自主検査を行ったうえでその結果を県へ報告し、各工程毎に現地において覆土厚及び施工高について県の確認検査を受けること。
- (8) 第3-3処分場の埋立は、4期に分けて行うこととし、えん堤については、各期毎に県の施設確認を受けること。
- (9) 最終処分場内の作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとし、日曜日・祝日は作業を行わないこと。
- (10) 第2処分場について、保有水漏洩対策を継続して実施すること。
- (11) 第2処分場の漏洩対策として実施した仕切り壁の効果の確認及び管理について適正に行うこと。
- (12) 放射性セシウム濃度の管理については、今後も、継続的にデータ収集に努め、適正な維持管理を行うこと。
- (13) 塩化物イオン対策として、キャッピングを行った際、廃棄物の安定化等への影響について検討すること。

以下余白